

社団たる医療法人 運営の手引

令和3年2月改定

広島市

目次

1 医療法人運営の概要 1

医療法人とは
業務の範囲
剰余金配当の禁止
定款
基金
社員
社員総会
役員を選任等
理事
理事会
監事

2 手続き 6

登記事項の届出
役員変更の届出
事業報告書等の届出
定款の変更

3 書類 12

法人が備えるべき書類
閲覧

[文中の表記]
法：医療法
規則：医療法施行規則

[この冊子に関するお問い合わせ]
広島市健康福祉局保健部環境衛生課医務・薬務担当医務係
広島市中区富士見町1-1番27号 (Tel:082-241-1585 Fax:082-241-2567)

1 | 医療法人運営の概要

■ 医療法人とは

- ・ 医療法人は、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設することを主たる目的として、法の規定により設立された法人のことをいいます。(法第39条)
- ・ 社団たる医療法人は、医療施設を開設することを主たる目的とした人の集合体に法人格が付与されたものです。法人の資産は、拠出又は寄附からなります。
- ・ 社団たる医療法人は、社員総会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません。(法第46条の2)

■ 業務の範囲

- ・ 医療法人は、法令等及び定款に規定する業務以外の業務は、収益を伴わないものであっても行うことができません。(法第42条)
- ・ 医療法人は、本来業務（開設している病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務）に支障のない限り、定款の定めるところにより、法第42条に定める業務（附帯業務）を行うことができます。(法第42条)
- ・ 附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことはできません。(法第42条)

■ 剰余金配当の禁止

- ・ 医療法人は、剰余金の配当をすることはできません。(法第54条)
剰余金の配当＝損益計算上の利益金を社員に対して分配すること
- ・ 剰余金が生じた場合は、施設整備、医療機器の整備、医療従事者の待遇改善等に充てるほかは、すべて積立金として留保しなければなりません。
- ・ 配当でなくても事実上利益の分配とみなされる行為も禁止されています。

【配当とみなされる行為】

役員のみを対象とする福利厚生
役員による法人資産の私的流用
役員が負担すべき債務の医療法人による肩代わり
役員の勤務実態や職務内容に不相応の高額の報酬 など

- ・ 解散時の残余財産の帰属すべき者は、国若しくは地方公共団体又は省令で定める者（公的医療機関の開設者、一般社団法人又は一般財団法人である郡市区医師会又は都道府県医師会、財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの）から選定されなければなりません。(法第44条)

■ 定款

- ・ 定款は、社団たる医療法人の組織、運営等に関する基本を定めたものです。
- ・ 定款には、次の事項を定めなければなりません。(法第44条)

目的
名称
開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設場所
事務所の所在地
資産及び会計に関する規定
役員に関する規定
理事会に関する規定
社員総会及び社員たる資格の得喪に関する規定
解散に関する規定
定款の変更に関する規定
公告の方法
医療法人設立当初の役員

■ 基金

- ・ 基金とは、医療法人社団に拠出された金銭その他の財産であり、医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務を負うものです。(規則第30条の37)
- ・ 基金制度を採用することにより、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図ることができます。
- ・ 基金制度を採用する場合は、医療法人は、制度について定款に定めなければなりません。(規則第30条の37)

■ 社員

- ・ 社団たる医療法人は、複数の人が集まって組織された団体で、その構成員を社員といいます。従業員とは異なります。
- ・ 社員は、原則として3人以上必要です。
- ・ 社員は、社員総会において法人運営の重要事項について議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者を名目的に選任することは適当ではありません。
- ・ 社員の入社については、社員総会で適正な手続がなされ、承認を得る必要があります。また、社員は定款上の手続を経て退社します。
- ・ 社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければなりません。(法第46条の3の2)
- ・ 未成年者でも、自分の意志で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば(義務教育修了程度の者)社員になることができます。

■ 社員総会

- ・ 社員によって構成される合議体で、医療法人における最高意思決定機関です。(法第46条の3)
- ・ 理事長は、少なくとも毎年1回、定時総会を開かなければなりません(定時総会の開催回数及び開催月は、定款の規定に従ってください。)(法第46条の3の2)
- ・ 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができます。(法第46条の3の2)
- ・ 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければなりません。(法第46条の3の2)
- ・ 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければなりません。(法第46条の3の2)
- ・ 議長は、社員総会において選任します。(法第46条の3の5)
- ・ 社員総会においては、あらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができます。(法第46条の3の2)
- ・ 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができません。定款に別段の定めがある場合は、それに従ってください。(法第46条の3の3)
- ・ 社員総会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。この場合、議長は、社員として議決に加わることはできません。(法第46条の3の3)
- ・ 社員は、出資持分の有無や額等に関わりなく、1人1個の議決権を有します。(法第46条の3の3)
- ・ 議決事項について、特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できません。(法第46条の3の3)
- ・ 社員総会の議決を要する事項は、定款の規定に従ってください。(法第46条の3)
- ・ 社員総会の議事については、議事録を作成し、議事録は社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。(法第46条の3の6)

会計年度が4月1日～翌年3月31日で、定時総会が3月と5月の場合の例

社員総会	議案
3月定時総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 翌年度の事業計画及び予算の決定 ・ 翌年度の借入金額の最高限度額の決定
5月定時総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度の決算の決定 ・ 剰余(損失)金の処理 ・ 役員の変更(任期満了の年のみ)
臨時総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の変更 ・ 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。) ・ 事業計画及び予算の変更 ・ 社員の入社及び除名 ・ 役員の変更(理事・監事に欠員が生じたとき及び増員) ・ その他重要な事項

■ 役員を選任等

- ・ 医療法人は、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。(法第46条の5)
- ・ 役員は、社員総会の決議によって選任します。(法第46条の5)
- ・ 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者など、法第46条の5第5項に該当する者は、医療法人の役員になることができません。
- ・ 医療法人の非営利性の観点から、医療法人との間取引関係のある営利法人の役員が医療法人の役員に就任することは原則として認められていません。

■ 理事

- ・ 医療法人の理事のうち1人は、理事長とし、医師又は歯科医師のうちから選出しなければなりません。(法第46条の6)
- ・ 理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有します。(法第46条の6の2)
- ・ 理事長は3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません(定款に定めた場合は毎事業年度4か月を超える間隔で2回以上)。(法第46条の7の2)
- ・ 理事は、次に掲げる競業及び利益相反取引を行う場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません。(法第46条の6の4)
 - ①自己又は第三者のためにする医療法人の事業の部類に属する取引
 - ②自己又は第三者のためにする医療法人との取引
 - ③医療法人が当該理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との間における医療法人と当該理事との利益が相反する取引

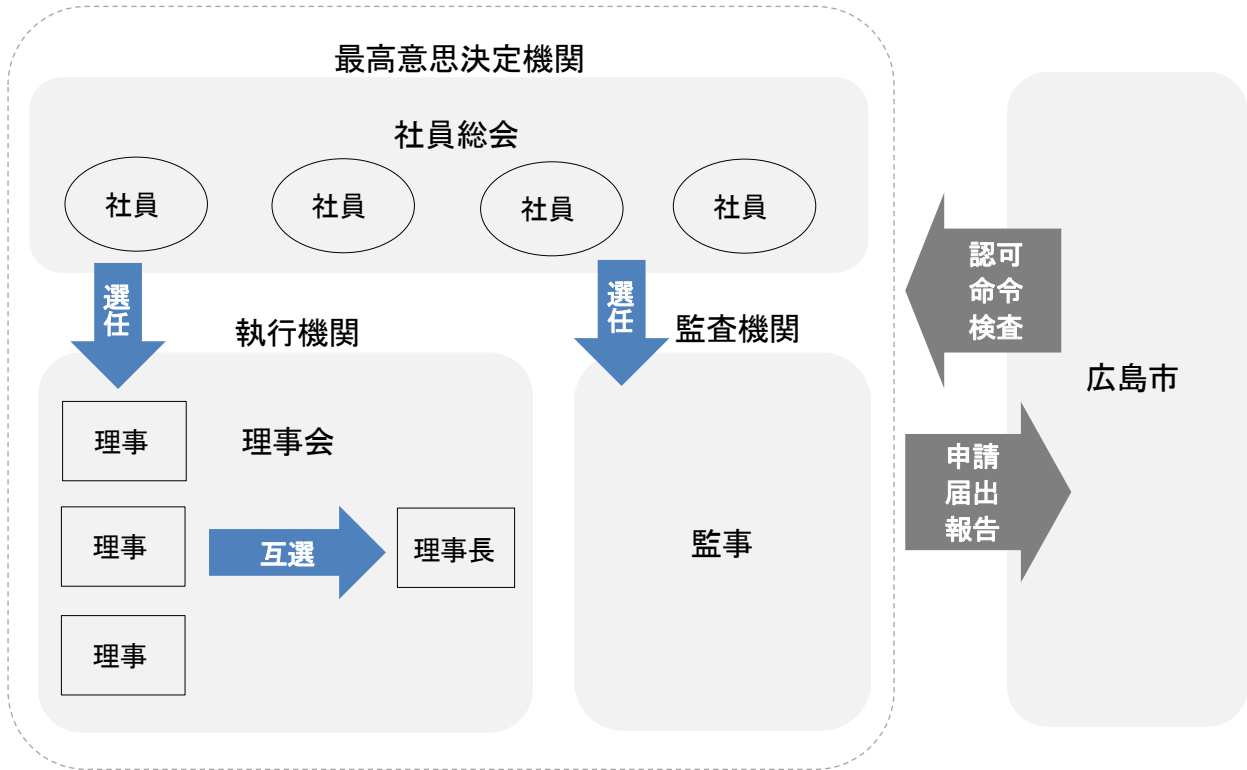
■ 理事会

- ・ 理事会はすべての理事で組織します。(法第46条の7)
- ・ 定期的な開催は義務付けられていませんが、必要があれば開催してください。
- ・ 理事会の議事については、議事録を作成し、議事録は理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。(法第46条の7の2)

■ 監事

- ・ 監事は、当該医療法人の理事又は職員を兼ねることは認められません。(法第46条の5)

医療法人社団の主な機関



2 | 手続き

■ 登記事項の届出

- ・ 医療法人は、登記事項に変更があった場合や解散、合併、分割、清算人の就任又は変更、清算の終了の場合には、登記を行わなければなりません。(法第43条)
- ・ 登記を行ったときは、医療法人の登記事項の届出を遅滞なく、提出してください。(令第5条の12)

【添付書類】

登記事項証明書
定款

- ・ 医療法人が行う登記については、一般的に、次のようなものがあります。

毎年登記
するもの

資産総額の変更

決算終了後、資産の総額を登記します。
登記の時期は、事業年度（会計年度）終了後3か月以内です。

その都度
登記するもの

理事長の変更

改正、住所変更も含まれます。任期満了で重任する場合も登記が必要です。
定款変更認可による登記事項の変更

(例) 新たな診療所の開設

事務所の所在地の変更

- ・ 登記の時期は、主たる事務所の所在地においては変更が生じた後2週間以内、従たる事務所の所在地においては、変更が生じた後3週間以内です。

※ インターネット登記情報サービスの登記情報は、登記官の認証文や登記官印が付与されていないため、添付資料として使用できません。

■ 役員変更の届出

- ・ 医療法人は、役員に変更があった場合（任期満了に伴う重任の場合を含む。）は、役員変更届を、遅滞なく提出してください。(令第5条の13)

開設した診療所等の管理者を変更した場合で、役員に変更がない場合は、役員変更届の提出は不要です。

【添付書類】

議事録の写し（原本と相違ない旨の理事長証明があること）
新たに就任した役員の履歴書（重任も含む）
新たに就任した役員の就任承諾書（重任も含む）
理事長にあっては医師免許の写し（重任を除く）

■ 事業報告書等の届出

- ・ 医療法人は事業報告書等を作成し、毎会計年度終了後3か月以内に、届出してください。(法第51条、法第52条)

【添付書類】

事業報告書

財産目録

貸借対照表

損益計算書

関係事業者との取引の状況に関する報告書

監事監査報告書

社員総会の議事録の写し（原本と相違ない旨の理事長証明があること）

※社会医療法人および社会医療法人債を発行した医療法人の場合は、上記に加え、次の書類が必要です。

(社会医療法人)

法第42条の2の第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

(社会医療法人債を発行した医療法人)

純資産変動計算書

キャッシュ・フロー計算書

附属明細表

公認会計士又は監査法人の監査報告書

■ 定款の変更

(1) 定款変更届

医療法人の事務所の所在地又は公告の方法のみを変更した場合は、定款変更届を提出してください。(法第54条の9)

【添付書類】

議事録の写し（原本と相違ない旨の理事長証明があること）
変更後の定款

(2) 定款変更許可申請

診療所等の開設又は廃止、役員定数の変更、医療法人名称の変更等により、定款の条文を変更する必要がある場合は、法令等及び定款の規定に基づき、社員総会の決議を経て、定款変更認可申請を行い、広島市長の認可を受けなければなりません。(法第54条の9)

【添付書類】

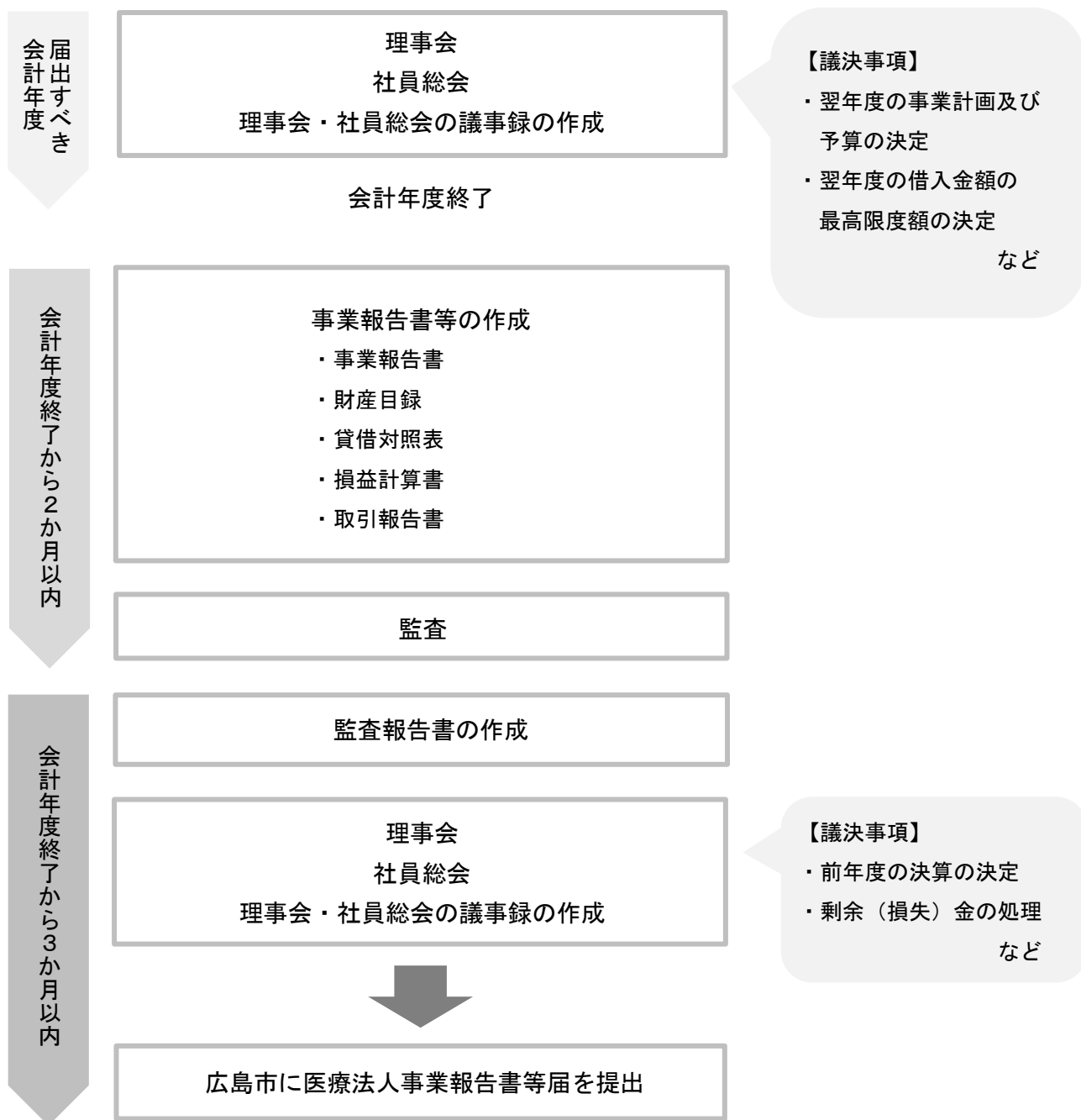
<p>新たに病院等を開設する場合 (移転を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更理由書 ・ 新旧対照表 ・ 議事録の写し(委任状による出席者がある場合は、委任状の写しも添付すること。) ・ 現行定款 ・ 変更後2年間の事業計画書と予算書(法人全体と新たに追加(移転)する病院等について作成すること(新たな借入れがある場合、返済計画書(残高が0円になるまで))。 <ul style="list-style-type: none"> ※法人全体とは、現在の事業に関する予算額に追加(移転)する病院等の予算額を加えたものであること。 ※追加(移転)する病院等が複数あるときは、施設(事業所)ごとにそれぞれ予算書を作成すること。 ・ 開設する病院等の概要、案内図、敷地図、建物平面図(診療所にあつては、開設許可申請書の一式の写しでよい。) ・ 開設する病院等の管理者の就任承諾書及び医師免許証の写し <p>(新たに基金の拠出又は寄附を受ける場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書又は申込書の写し ・ 現物拠出の評価額が500万円以上の場合、評価額証明書 ・ 不動産を拠出又は寄附する場合は、登記事項証明書 <p>(不動産を賃借する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸借契約書の写しと登記事項証明書(土地及び建物) ・ 貸主が法人の場合は、法人の登記事項証明書 ・ 家賃算定の根拠書類 <p>(不動産を取得する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明(登記前の建物にあつては建築確認済証明書)
----------------------------------	---

<p>法第 42 条の各号の業務（附帯業務）を行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更理由書 ・ 新旧対照表 ・ 議事録の写し（委任状による出席者がある場合は、委任状の写しも添付すること。） ・ 現行定款 ・ 変更後 2 年間の事業計画書と予算書（法人全体と新たに追加（移転）する事業所等について作成すること（新たな借り入れがある場合、返済計画書（残高が 0 円になるまで））。 ※法人全体とは、現在の事業に関する予算額に追加（移転）する事業所等の予算額を加えたものであること。 ※追加（移転）する事業所等が複数あるときは、施設（事業所）ごとにそれぞれ予算書を作成すること。 ・ 当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類（介護保険事業の認可を必要とする業務については、介護保険法に基づく申請書の一式の写しでよい。） <p>（新たに基金の拠出又は寄附を受ける場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書又は申込書の写し ・ 現物拠出の評価額が 500 万円以上の場合、評価額証明書 ・ 不動産を拠出又は寄附する場合は、登記事項証明書 <p>（不動産を賃借する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸借契約書の写しと登記事項証明書（土地及び建物） ・ 貸主が法人の場合は、法人の登記事項証明書 ・ 家賃算定の根拠書類 <p>（不動産を取得する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明（登記前の建物にあつては建築確認済証明書）
<p>社会医療法人が収益業務を行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更理由書 ・ 新旧対照表 ・ 議事録の写し（委任状による出席者がある場合は、委任状の写しも添付すること。） ・ 現行定款 ・ 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
<p>上記以外の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更理由書 ・ 新旧対照表 ・ 議事録の写し（委任状による出席者がある場合は、委任状の写しも添付すること。） ・ 現行定款

※ 定款変更を行った際には、次のとおり、改正沿革附則に整備してください。

附 則	
<p>(施行規則)</p> <p>第1条 この定款は、広島市長の許可の日から施行する。</p> <p>(最初の役員)</p> <p>第2条 本団体設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>理事長 ○○ ○○</p> <p>理 事 ○○ ○○</p> <p>理 事 ○○ ○○</p> <p>監 事 ○○ ○○</p> <p>(当初の会計年度)</p> <p>第3条 本団体の最初の会計年度は、第○○条の規定にかかわらず、設立の日から令和○○年○○月○○日までとする。</p> <p>(最初の役員の任期)</p> <p>第4条 本団体の設立当初の役員の任期は、第○○条第1項の規定にかかわらず、令和○○年○○月○○日までとする。</p> <p>附 則 (令和○○年○○月○○日広島市長認可)</p> <p>この定款の変更は、広島市長の変更の認可の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和○○年○○月○○日広島市長認可)</p> <p>この定款の変更は、広島市長の変更の認可の日から施行する。</p>	<p>}</p> <p>設立時の附則</p> <p>}</p> <p>改正沿革附則</p>

医療法人事業報告書等届出までのスケジュール（例）



理事会

必要に応じて適宜開催してください。

社員総会

届出の会計年度の決算の決定に関する議事録（写し）は「医療法人事業報告書等届」に添付してください。
また、届出の会計年度内に社員総会で議決した事項はすべて「事業報告書」に記載しなければなりません。

3 | 書類

■ 法人が備えるべき書類

- ・ 社員名簿（法第46条の3の2）
- ・ 役員名簿
- ・ 定款（法第51条の4）
- ・ 社員総会及び理事会の議事録（法第46条の3の6、法第46条の7の2）
- ・ 事業報告書等決算に関する書類（法第51条の4）
- ・ 会計帳簿等

■ 閲覧

(1) 医療法人

定款、事業報告書等及び監事の監査報告書については、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければなりません。（法第51条の4）

(2) 広島市

定款、事業報告書等及び監事の監査報告書については、広島市保健所受付ロビー（広島市中区富士見町11番27号）において閲覧に供されます。（法第52条）

事業報告書等、監事の監査報告書等については、直近3年分が閲覧対象です。

この場合、閲覧請求者に関する規制はありません。

【閲覧時間】

午前8時30分～午後5時15分

ただし、次に掲げる日は閲覧を行っていません

- ・ 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・ 年末年始（12月29日～翌年の1月3日）
- ・ 平和記念日（8月6日）